～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

「選挙」豆知識 No.38

笛吹市のみんな、こんにちは!!今回は「選挙期日」について説明するよ。

「選挙期日」

選挙の投票日のことを、正式には「選挙期日」といいます。任期満了や議会の解散、欠員などにより選挙が必要になった場合、まずこの選挙期日が決定されます。選挙期日は、議会や行政に空白をつくらないよう、一定期間内に設定することが、選挙の種類ごとに法律で定められています。

選挙の種類	任期満了による選挙	議会の解散による選挙	その他の選挙
地方公共団体の長	任期満了日前 30日以内		事由発生の日から 50日以内
地方公共団体の 議会の議員		解散の日から 40日以内	

任期満了に伴う「笛吹市長・笛吹市議会議員一般選挙」は、令和2年10月25日（日）に行われるよ。

笛吹市選挙管理委員会　笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎055（262）4111